

簡易公開調達公告

令和6年度和医大施委第24号 ホルマリン廃液収集運搬・処分業務（単価契約）（公立大学法人和歌山県立医科大学会計規則（平成18年4月1日和医大規則第8号。以下「会計規則」という。）第30条第3項第4号及び公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程（平成18年4月1日和医大規程第22号。以下「契約事務取扱規程」という。）第25条第3項の規定に該当するもの）について、次のとおり簡易公開調達を行うので、公立大学法人和歌山県立医科大学役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領（平成22年制定）第5条の規定に基づき公告する。

令和6年4月4日

公立大学法人和歌山県立医科大学
理事長 中尾直之

1 簡易公開調達に付する事項

(1) 事業年度及び番号

令和6年度 和医大施委第24号

(2) 調達業務の名称

ホルマリン廃液収集運搬・処分業務（単価契約）

(3) 調達業務の内容

仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約日から令和7年3月31日まで

2 簡易公開調達に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 公立大学法人和歌山県立医科大学物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（令和5年制定。以下「法人要綱」という。）又は和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「県要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『5 廃棄物処理』の小分類『1 産業廃棄物処理（収集・運搬）』かつ『2 産業廃棄物処理（中間処理・処分）』」であること。

その他業務種目に係る入札参加資格の取扱いについては、簡易公開調達説明書のとおり

(3) 公立大学法人和歌山県立医科大学役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成22年制定）又は和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 公立大学法人和歌山県立医科大学が行う契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成27年制定）又は和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の収集運搬業の許可（収集区域に「和歌山市」が含まれており、かつ、事業の範囲に「廃酸」が含まれているものに限る。）を受けている者であること。

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定に基づき、産業廃棄物の処分業の許可（事業の範囲に「廃酸」が含まれているものに限る。）を受けている者であること。

3 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

- ① 公立大学法人和歌山県立医科大学ホームページ
- ② 公立大学法人和歌山県立医科大学事務局施設管理課
和歌山市紀三井寺811番地1

(2) 期間

- ① 令和6年4月4日（木）午前9時00分から令和6年4月11日（木）午後5時00分まで
- ② 令和6年4月4日（木）から令和6年4月11日（木）までの公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成18年和医大規程第58号）第3条に規定する週休日、第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時00分から午後5時30分（最終日にあつては、午後5時00分）まで

(3) 質問の期間

仕様書及び簡易公開調達説明書について質問がある者は、令和6年4月4日（木）から令和6年4月9日（火）までの間において、公立大学法人和歌山県立医科大学事務局施設管理課に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、簡易公開調達説明書のとおり

4 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間（提出期限）

(1) 場所

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局施設管理課
和歌山市紀三井寺811番地1

(2) 期間（提出期限）

令和6年4月4日（木）から令和6年4月11日（木）までの休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分（最終日にあつては、午後5時00分）まで

5 簡易公開調達の方法に関する事項

(1) 簡易公開調達は、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。

(2) 落札者の決定にあつては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、見積者（見積者を提出する者をいう。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び調達業務の名称を表示すること。

(4) 郵送により見積書を提出する場合には、封筒（封皮に見積者の氏名及び調達業務の名称を

表示したもの)に密封した見積書を令和6年4月11日(木)午後5時00分までに、公立大学法人和歌山県立医科大学事務局施設管理課へ必着させること。

(5) その他見積もり方法の細目については、簡易公開調達説明書のとおり

6 簡易公開調達の無効に関する事項

本公告に示した簡易公開調達資格のない者がした見積もり及び簡易公開調達説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

なお、本学又は和歌山県から役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の交付を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の間中である者等見積書の提出期限の日の時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした見積もりは、無効とする。

7 落札者の決定に関する事項

(1) 簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、簡易公開調達説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取りやめることがある。

見積りが談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めるときは、簡易公開調達を延期し、又はこれを廃止することがある。

(2) この簡易公開調達の開札(封筒を開封し、見積書を確認することをいう。)は、見積書の提出期限後直ちに、公立大学法人和歌山県立医科大学事務局施設管理課の複数の職員により行うものとする。

(3) 契約事務取扱規程第26条の規定により同規程第8条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の見積もりをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りに代わって当該開札事務に関係のない公立大学法人和歌山県立医科大学事務局施設管理課の職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、公立大学法人和歌山県立医科大学は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

8 契約書の要否

要

9 その他

この簡易公開調達及びそれに基づく発注(契約)に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局施設管理課

(2) 所在地

和歌山市紀三井寺811番地1

郵便番号 641-8509

電話番号 073-441-0762(直通)

ファクシミリ番号 073-441-0763

令和6年4月4日作成

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局施設管理課

簡易公開調達説明書

「令和6年度和医大施委第24号

ホルマリン廃液収集運搬・処分業務（単価契約）」

令和6年度和医大施委第24号ホルマリン廃液収集運搬・処分業務（単価契約）については、別途の簡易公開調達公告のとおり、「簡易公開調達」により公立大学法人和歌山県立医科大学が調達する。

当該「簡易公開調達」については、公立大学法人和歌山県立医科大学会計規則（平成18年4月1日和医大規則第8号。以下「会計規則」という。）、公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程（平成18年4月1日和医大規程第22号。以下「契約事務取扱規程」という。）、公立大学法人和歌山県立医科大学役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領（平成22年制定。以下「要領」という。）その他の関係法令規則等に定めるもののほか、この簡易公開調達説明書によるものとする。

簡易公開調達に参加する者は、下記に掲げる事項を熟知の上、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出しなければならない。

なお、当該見積書の提出後、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 簡易公開調達公告年月日

令和6年4月4日

2 簡易公開調達に付する事項

(1) 事業年度及び番号

令和6年度 和医大施委第24号

(2) 調達業務の名称

ホルマリン廃液収集運搬・処分業務（単価契約）

(3) 調達業務の内容

仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約日から令和7年3月31日まで

3 簡易公開調達に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 公立大学法人和歌山県立医科大学物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（令和5年制定。以下「法人要綱」という。）又は和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「県要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参

加資格の停止の期間中である者を除く。)であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『5 廃棄物処理』の小分類『1 産業廃棄物処理 (収集・運搬)』かつ『2 産業廃棄物処理 (中間処理・処分)』」であること。

(3) 公立大学法人和歌山県立医科大学役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領 (平成22年制定) 又は和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領 (平成20年制定) に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 公立大学法人和歌山県立医科大学が行う契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領 (平成27年制定) 又は和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領 (平成20年制定) に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第14条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の収集運搬業の許可 (収集区域に「和歌山市」が含まれており、かつ、事業の範囲に「廃酸」が含まれているものに限る。) を受けている者であること。

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第14条第6項の規定に基づき、産業廃棄物の処分業の許可 (事業の範囲に「廃酸」が含まれているものに限る。) を受けている者であること。

4 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

- ① 公立大学法人和歌山県立医科大学ホームページ
- ② 公立大学法人和歌山県立医科大学事務局施設管理課
和歌山市紀三井寺811番地1

(2) 期間

- ① 令和6年4月4日 (木) 午前9時00分から令和6年4月11日 (木) 午後5時00分まで
- ② 令和6年4月4日 (木) から令和6年4月11日 (木) までの公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 (平成18年和医大規程第58号) 第3条に規定する週休日、第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日 (以下「休日」という。) を除く日の午前9時00分から午後5時30分 (最終日にあつては、午後5時00分) まで

(3) 質問の期間

仕様書及び簡易公開調達説明書について質問がある者は、令和6年4月4日 (木) から令和6年4月9日 (火) までの間において、公立大学法人和歌山県立医科大学事務局施設管理課に対して、所定の書面 (ファクシミリを含む。) により行うこと。

ア 所定の書面の様式は、仕様書等に関する質問申出書・回答書 (様式1) とする。

イ 質問に対しては、原則として令和6年4月10日 (水) までに書面 (ファクシミリを含む。) により回答し、その内容については、公立大学法人和歌山県立医科大学ホームページへの掲載の方法及び備付けの方法により公表するものとする。

ただし、その内容が軽微なものにあつては、施設管理課の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

5 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間 (提出期限)

(1) 場所

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局施設管理課

和歌山市紀三井寺 8 1 1 番地 1

(2) 期間（提出期限）

令和 6 年 4 月 4 日（木） から令和 6 年 4 月 1 1 日（木） までの休日を除く日の午前 9 時 0 分から午後 5 時 3 0 分（最終日にあつては、午後 5 時 0 0 分）まで

郵送の場合にあつても、当該期間内（提出期限まで）に必着させること。

6 簡易公開調達の方法に関する事項

(1) 簡易公開調達は、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。

ア 所定の見積書の様式は、見積書（様式 2）とする。

イ 見積金額は、調達業務を完了するための仕様書で示した業務単位当たりの単価を記載すること。

なお、見積金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 見積書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、見積者（見積書を提出する者をいう。以下同じ。）の氏名（商号（屋号）を含む。法人にあつては、その名称及び代表者の氏名をいう。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

エ 見積者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。

オ 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

カ 見積書提出時に、次の書類を添付すること。

- ・産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- ・産業廃棄物処分業許可証の写し

(2) 落札者の決定にあつては、見積書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を見積書に記入すること。

(3) 見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び調達業務の名称を表示すること。

(4) 郵送により見積書を提出する場合には、封筒（封皮に見積者の氏名及び調達業務の名称を表示したもの）に密封した見積書を令和 6 年 4 月 1 1 日（木）午後 5 時 0 0 分までに、公立大学法人和歌山県立医科大学事務局施設管理課へ必着させること。

(5) 簡易公開調達及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。

ア 簡易公開調達事務（開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。以下同じ。）の事務を含む。）は、施設管理課の複数の職員により行うものとする。

イ 提出期限後の見積書の提出は認めない。

ウ 見積書の開札は、見積書の提出期限後直ちに、簡易公開調達事務を担当する複数の職員が行い、開札の結果（落札者の決定を含む。）については、簡易公開調達見積結果表を作成して整理するものとする。

エ 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認められたときも、同様とする。

オ その他簡易公開調達の執行については、要領及びこの簡易公開調達説明書に基づき、施設管理課の長が決定する。

7 簡易公開調達の無効に関する事項

簡易公開調達公告に示した簡易公開調達に参加する者に必要な資格のない者がした見積もり及びこの簡易公開調達説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

なお、本学又は和歌山県から役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等見積書の提出期限の日の時点で3に掲げる要件を満たしていない者のした見積もりは、無効とする。

次の各号のいずれかに該当する見積もりは、無効とする。

- (1) 簡易公開調達に参加する者に必要な資格のない者がした見積もり
- (2) 所定の提出期限までに提出されなかった見積もり
- (3) 同一事項の簡易公開調達について、見積りが2以上の見積もりをした場合のそのいずれもの見積もり
- (4) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積もり
- (5) 記名押印を欠いた見積書による見積もり
- (6) 見積金額の記入がない見積書による見積もり
- (7) 見積金額を訂正した見積書による見積もり
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書による見積もり
- (9) 所定の見積書（様式2）を用いないで行われた見積もり
- (10) その他簡易公開調達に関する条件に違反した見積もり

8 落札者の決定に関する事項

- (1) 簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、要領及び簡易公開調達説明書のとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取りやめることがある。

見積りが談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めるときは、簡易公開調達を延期し、又はこれを廃止することがある。

- (2) この簡易公開調達の開札は、公立大学法人和歌山県立医科大学事務局施設管理課の複数の職員により行うものとする。
- (3) 契約事務取扱規程第26条の規定により同規程第8条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の見積もりをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りに代わって当該簡易公開調達事務に関係のない公立大学法人和歌山県立医科大学事務局施設管理課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、本学は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

9 契約書の要否

要

10 その他

この簡易公開調達及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局施設管理課

(2) 所在地

和歌山市紀三井寺811番地1

郵便番号 641-8509

電話番号 073-441-0762 (直通)

ファクシミリ番号 073-441-0763

様式 1

仕様書等に関する質問申出書・回答書

令和 年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局施設管理課長 様

事業年度 及び番号	令和6年度 和医大施委第24号	公告年月日	令和6年4月4日
業務の名称	ホルマリン廃液収集運搬・処分業務（単価契約）		
質問者	住所 <small>（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</small>		
	氏名 <small>（商号〔屋号〕を含む。法人にあっては、その名称及び代表者職氏名）</small>		
	担当者の所属 及び職氏名		
	電話番号		
	FAX番号		
質問事項	1 仕様書について 2 簡易公開調達説明書について		
回答			

見 積 書

見積金額

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

ただし、令和6年度和医大施委第24号ホルマリン廃液収集運搬・処分業務（単価契約）に係る見積金

上記のとおり見積もりします。

令和 年 月 日

住所

{

法人にあっては、
主たる事務所の
所在地

氏名

{

商号（屋号）を含む。
法人にあっては、
その名称及び代表者
の職氏名

印

公立大学法人和歌山県立医科大学
理事長 中 尾 直 之 様

- 注)
- 1 見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記入すること。
 - 2 記入する金額の数字は、アラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
 - 3 金額を訂正したものは無効とする。
 - 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。
 - 5 見積金額は、仕様書に記載のとおり 1リットル当たりの単価を記載すること。